

令和 2 年 4 月 3 日

会 員 各 位

一般社団法人愛媛県LPガス協会

新型コロナウイルス感染症の対応について(再送)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 2 年 3 月 23 日付媛LP協 117 号「新型コロナウイルス感染症の対応について」の文書をお送りしております。

新型コロナウイルスが大流行した場合、LPガスの安定供給や消費先の保安確保に支障をきたすおそれがあります。文書を再度お送りさせていただきますので、各会員皆様
が十分ご理解いただき、新型コロナウイルス感染防止にご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、愛媛県消防防災安全課よりの文書は、協会ホームページに掲載しております
ので確認方、よろしくお願いたします。

敬具

媛LP協117号
令和2年3月23日

会 員 各 位

一般社団法人愛媛県LPガス協会

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大や防止対策につきましては、国等の方針、情報や動向等を踏まえ、対策を講じられていると存じます。

今後、新型コロナウイルスが大流行した場合、LPガス業界においても従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で一時的に従業員が欠勤することが予想されます。その場合に備えて、LPガスの安定供給・消費先の保安確保を最優先に（特に末端消費者へ供給する自社もしくは配送センター等の人的要員を確保し、供給途絶の事態がないようにする）、関係事業者や代替要員等を含めた事業運営体制を検討し、対策を講じる必要があります。また、平素から地域の業界内で連携を強化し、地域内での相互協力体制を構築する必要もあります。

こうしたことから、緊急事態に備えて必要になる対応についてまとめました。LPガスの安定供給や消費先の保安確保（緊急時連絡・対応など）を最優先とした事業継続計画の見直しや、他社との業務連携体制の準備や強化をお願いいたします。万が一の際には、それらに沿った対応を行っていただくよう併せてお願いいたします。 また、その内容については従業員等関係者とも共有と周知徹底をお願いいたします。

同封しているLPガス情報には愛媛県知事からの文書と（一社）全国LPガス協会からのLPガス事業者向け感染防止対策等を掲載しております。こちらもご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 危機管理体制

(1) 流行時の危機管理体制の整備（対策本部の設置）

国、県等の指導や国内外及び社内での新型コロナウイルス感染状況を勘案し、必要に応じて「新型コロナウイルス対策本部」を設置することとする。

同対策本部は、新型コロナウイルスに対する対策の準備や発生時の対応のため、必要に応じて責任者を選任し、自治体の保健部局や近隣の医療機関との連絡を緊密にすることとする。また、職場内外の緊急連絡体制を整備しておくこと。

なお、国による「新型コロナウイルス流行の終息宣言」がなされた場合などは、同対策本部を解散又は組織変更する。

(2) 関係機関等との連携と従業員へ周知

国内外の新型コロナウイルスの感染状況等に関する情報を必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体、世界保健機構（WHO）等の機関から入手する。

また、（一社）全国LPガス協会、愛媛県LPガス協会、関連企業、連携事業者等と適切に情報交換を行うこととする。得られた情報は必要に応じて行動計画や対策の見直しに役立てることとする。

さらに職場等の対応方針と合わせて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立することとする。

HPによる情報の入手先

国の情報

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

都道府県、保健所、市町村の情報

愛媛県 <https://www.pref.ehime.jp/>

保健所、市町村においては、近隣自治体のウェブサイトを参考とする。

世界の情報

WHO公式情報特設ページ

https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage

(3) 流行時のLPガス販売事業の体制

①総合的な対策

新型コロナウイルスの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。このため、従業員等に新型コロナウイルスを発症した者が発生した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて、安全確保を最優先にLPガスの安定供給について、最大限努力する事業運営体制について検討を行い、その結果に基づき対策を講じておくこと。行政府、所管課等から出される指導等に留意し、適切に対応すること。

特に末端消費者へ供給する配送センター等の人的要員を確保し、供給途絶の事態がないよう対策を講じておく。また、自ら配送する者の消費者に対しても同様とする。

平時から支部や自主保安活動グループ内での連携を強化し、機能出来なくなった配送センター事業者へ人員を派遣する等の緊急時相互契約を締結しておく。

また、感染者発生地域の状況や予防に必要な留意事項等に関する情報を的確に把握するとともに、パニックを起こさず適切な判断を行い、正しい情報に基づいた行動をとることが必要である。

②具体的な対策

(i) 海外の患者発生地域には、極力、渡航をしないこととする。また、やむを得ず渡航した場合は、検疫ガイドラインに従うこととする。

(ii) 新型コロナウイルスの感染の自覚やその恐れのある場合（発熱、咳、倦怠感など）は、極力すみやかに最寄りの医療機関に赴き、検診を受けること。

その後の対応について、出社を控えたりするなど医師の指示に従うよう本人に指示すること。

(iii) LPガス販売業の配送業務、保安業務、集金業務、拡販業務、工事業務、管理業務（伝票整理、経理・総務など）の部門において、担当従業員が新型コロナウイルスの感染による欠勤の場合は、その交代要員や補助要員を確保すること。

また、臨時的に相互に有機的な人事配置を行うこと。必要に応じて、卸系列、元売系列により、臨時に相互に人材の派遣要請を行なうこと。

(iv) 従業員の中に新型コロナウイルスの患者が発生した場合は、管轄の保健所等の指示・助言のもと、事業所等の消毒、衛生管理を実施すること。

(v) 感染を未然に予防する観点等から管理業務を中心に在宅勤務の可能性の検討を行うこと。また、必要に応じて在宅勤務の実施をすること。

(vi) 新型コロナウイルスの流行地域などへの出張の自粛をする。また、感染する可

能性の高い、電車、バス等の公共交通機関の利用を極力回避する。特に通勤方法の変更や交代制の導入等の検討とその実施をする。

(vii) 担当者などが一堂に会する方式の会議は、極力回避する。必要な連絡は、電話で行うこととする。事業活動の継続に必要な機能における代替意思決定システムの検討とその実施をする。

(viii) 休日等は、多人数の集まる興行施設や不特定多数の者の集まる場所への出入りをなるべく避けることとする。

(ix) マスク、うがい、手洗いを励行する。

(x) 「咳」エチケットを心がける。「咳」エチケットとは、「咳・くしゃみ」の際には、ティッシュ・ハンカチなどで口、鼻を押さえて、他の人から顔をそむけて、1m以上離れてする。咳をしている人は、マスクを着用するなどのことをいう。

2. 従業員などに対する感染予防のための事業者・職場の措置

現在のところ愛媛県内の感染者は少数であるが、事業者は従業員等との間の感染拡大防止の意識を高揚するため、日頃から以下の措置を講ずることとする。

- ① 手洗い、うがいを励行する。流行時にはマスクを着用する。
- ② 従業員等に感染予防策や健康状態の事故把握に努めるよう健康教育を行う。
- ③ 従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。

3. 毎年一回の訓練の実施

パンデミックの発生も想定し、LPガス販売事業の販売体制や緊急連絡体制などについて、毎年1回以上は訓練などを実施することとする。

4. 感染予防・感染拡大防止のための物品等の備蓄

日本国内では、既にマスク等の感染予防物品の不足現象が起こっておりますが、平時には以下のような必要な感染予防物品を予め、備蓄しておくことが望ましい。

① サージカルマスク

営業などの接客業で他の者と近距離での接触が避けられない事業では、会話、咳、くしゃみ、による飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。

② 手指消毒用アルコール

石鹼を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが困難な場合の代用として使う。

③うがい薬

飛沫が、口から体内に侵入することを防ぐために利用する。

④消毒用手袋

感染地域の作業を行う際に着用者の手指に病原体が、付着することを防止する。

⑤ゴーグル

飛沫が顔面に飛散することが予想される場合に着用者の眼に病原体を含んだ飛沫が入ることを防ぐために使用する。

⑥毛布、食料

5. 準備すべき文書

① 新型コロナウイルス対策本部組織図 の作成

② 新型コロナウイルス対策本部分担業務 の作成

例

| 統括・班 | 部署名 | 主な役割・業務 |
|---------|-----|--|
| 本部長 | | 対策本部業務の推進・統括 |
| 副本部長 | | 対策本部長の補佐 |
| 事務局 | | 対策本部内実施策の検討・調整・実施 |
| 総務・厚生班 | | 外部広報対応、関係機関との対応、警備に関する事項、社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大措置にかかる諸行動の周知徹底 |
| お客さま対応班 | | お客さま対応、受付対応 |
| 配送班 | | ガス供給体制の検討・手配・実施、配送委託先等関連事業者の情報収集・連絡 |
| 保安業務班 | | 保安業務の人員確保・手配、保安に係る関係機関との対応、ガス工作物に係る警備に関する事項 |

③ 体制発令順位表 の作成

以 上